

資源・ごみ集積所の設置について

I. 事業区域内に一定のスペースを設ける場合

- (1) 資源・ごみ集積所の設置場所を決めてください。
  - ・清掃車両が通行可能な道路に面した区域内等に設置してください。
  - ・収集作業に支障をきたさない場所に設置してください。
- (2) 集積所の構造を決めてください。
  - ・集積所の床は汚水等の流出を防ぐため、コンクリート打設等にしてください。
- (3) 設置にあたっては次のことに留意してください。
  - ・接する道路の交通量、交通規制等十分留意してください。
  - ・歩行者等危険のない場所に設置してください。
- (4) 下記算定表を使用して、集積所の最低必要面積を算出してください。
  - ・戸建住宅の場合は各戸の延べ床面積から想定居住人数を求めてください。  
(戸建住宅で面積が決まっていない場合は80㎡で計算してください)
  - ・集合住宅の場合は各部屋の面積から想定居住人数を求めてください。

面積	30㎡未満	~40㎡	~50㎡	~60㎡	~70㎡	70㎡超
人数	1.0人	1.5人	2.0人	2.5人	3.0人	4.0人

・総想定居住人数から燃やすごみの排出個数を求めてください。(居住人数 24.0人の例)

燃やすごみ	総想定居住人数 × 排出日量 × 排出割合 × 収集間隔 ÷ 容量 = 排出個数
45ℓ袋	[ 24.0人 ] × [ 0.65kg ] × [ 76.9% ] × [ 3日 ] ÷ [ 5.3kg ] = 7個

(小数点以下切上)

・必要個数を求めてください **集積所スペースの面積**

段数	必要個数
1.5 段	5 個

(小数点以下切上)

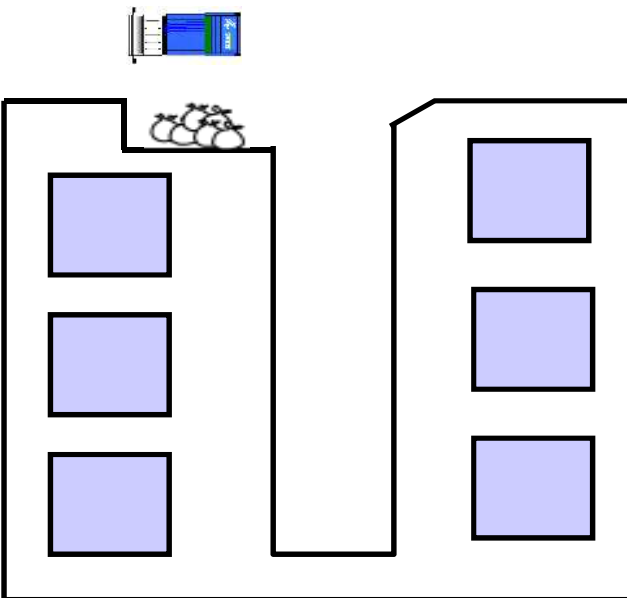
必要袋数	5個	×	縦	×	横	=	1.2㎡
			0.47m		0.47m		

(小数点第2位以下切上)

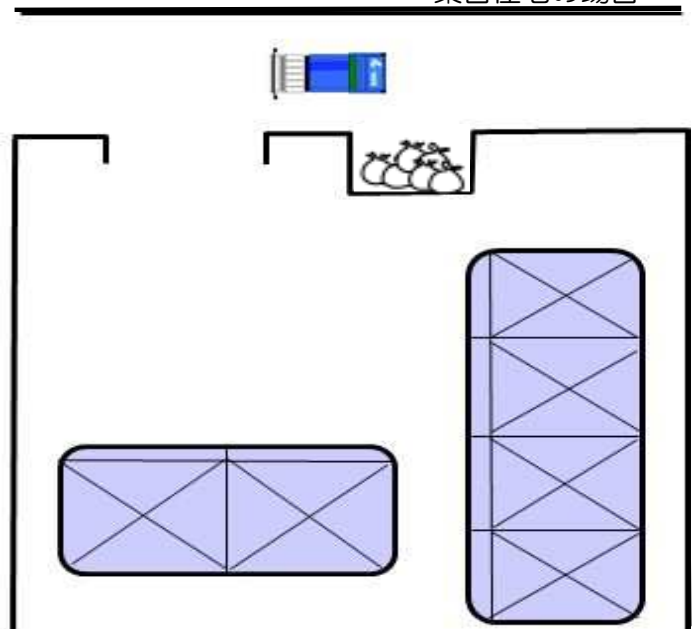
※1㎡に満たない場合1㎡以上とする

(5) 設置例

戸建住宅の場合



集合住宅の場合



★清掃事務所へ提出していただく書類

- ①資源・ごみ集積所設置届(別添) ②付近見取図 ③土地利用計画図 ④配置図 ⑤求積図  
 ①~⑤の書類を各2部作成しつづり込み、原本及び副本を提出してください。  
 ※集積所の設置場所及び面積を③土地利用計画図又は④配置図に明記してください。  
 ※受付後に副本はお返しします。  
**【住環境整備課へ「事前協議申請書」を提出する前にご提出ください。】**  
 (①~⑤の書類の提出をもって、清掃事務所の事前協議があったものといたします。)

資源・ごみ集積所の設置について

II. 事業区域内に、資源・ごみストッカー等の収集庫を設ける場合

- (1) 資源・ごみ集積所の設置場所を決めてください。
  - ・清掃車両が通行可能な道路に面した区域内等に設置してください。
  - ・収集作業に支障をきたさない場所に設置してください。
- (2) 設置にあたっては次のことに留意してください。
  - ・接する道路の交通量、交通規制等十分留意してください。
  - ・歩行者等危険のない場所に設置してください。
- (3) ごみストッカー等の最低必要容量を、下記算定表を使用して算出してください。
  - ・戸建住宅の場合は各戸の延べ床面積から想定居住人数を求めてください。  
(戸建住宅で面積が決まっていない場合は80㎡で計算してください)
  - ・集合住宅の場合は各部屋の面積から想定居住人数を求めてください。

面積	30㎡未満	~40㎡	~50㎡	~60㎡	~70㎡	70㎡超
人数	1.0人	1.5人	2.0人	2.5人	3.0人	4.0人

・総想定居住人数から燃やすごみの排出個数を求めてください。(居住人数 24.0人の例)

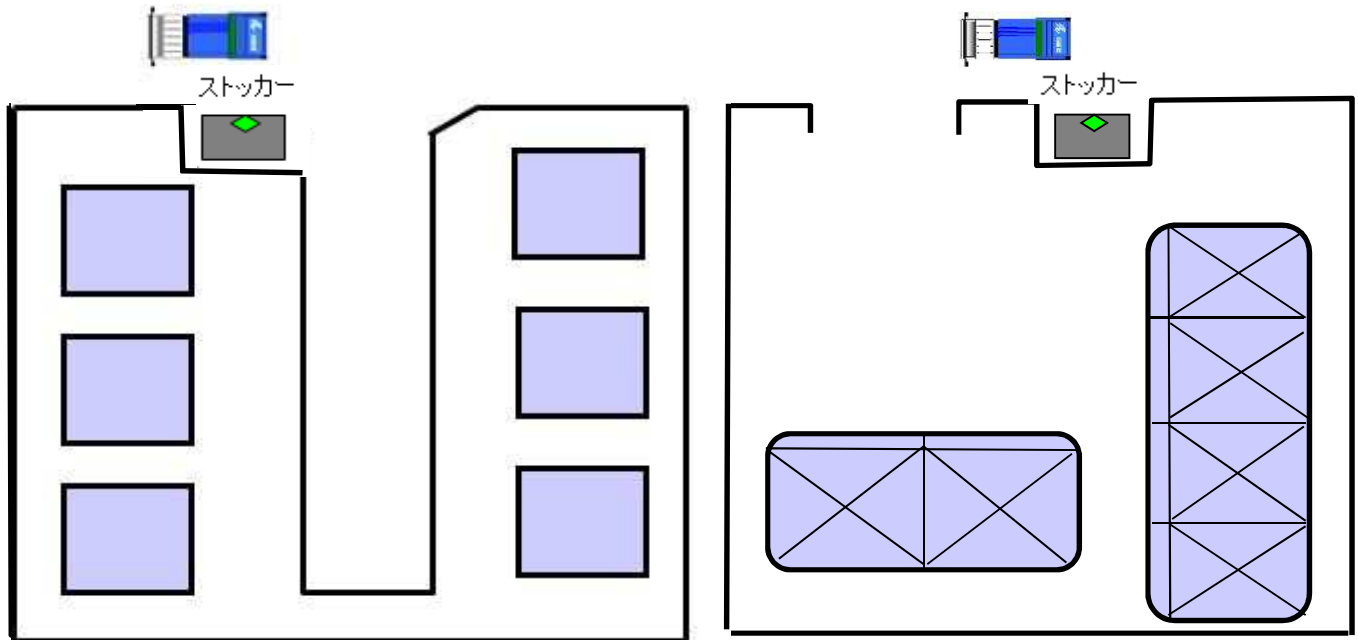
燃やすごみ	総想定居住人数	×	排出日量	×	排出割合	×	収集間隔	÷	容量	=	排出個数
45ℓ袋	[ 24.0人 ]	×	[ 0.65kg ]	×	[ 76.9% ]	×	[ 3日 ]	÷	[ 5.3kg ]	=	7個

(小数点以下切上)

排出個数	×	45ℓ	=	ごみストッカー容量
7個	×		=	315ℓ

※300ℓに満たない場合300ℓ以上とする

(4) 設置例 戸建住宅の場合 集合住宅の場合



★清掃事務所へ提出していただく書類

<p>①資源・ごみ集積所設置届(別添) ②付近見取図 ③土地利用計画図 ④配置図 ⑤求積図</p> <p>①~⑤の書類を各2部作成しつづり込み、原本及び副本を提出してください。</p> <p>※集積所の設置場所及び面積を③土地利用計画図又は④配置図に明記してください。</p> <p>※受付後に副本はお返しします。</p> <p>【住環境整備課へ「事前協議申請書」を提出する前にご提出ください。】</p> <p>(①~⑤の書類の提出をもって、清掃事務所の事前協議があったものといたします。)</p>
---